契約書(案)

独立行政法人医薬品医療機器総合機構 契約担当役 末岡 隆則(以下「甲」という)と 以下「乙」という)とは、

ICMRA 対面会合、55th DIA Global Meeting での講演及び二国間会合における日英通訳業務(以下「業務」という)について下記条項により契約を締結する。

記

(信義誠実の原則)

第1条 甲および乙は、信義に従って誠実にこの契約を履行するものとする。

(契約の目的)

第2条 乙は、別添仕様書に基づき、業務を行い、甲は乙にその対価を払うものとする。

(契約金額)

第3条 契約金額は、次の各号のとおりとする。

- (1) 別添仕様書に定める通訳料
 - 一時間あたり 金 円(うち消費税及び地方消費税額 金
 - 金 円)

円)

- (2) 別添仕様書に定める通訳機器・通訳者の旅費等の経費
 - 金 円(うち消費税及び地方消費税額 金
- 2 通訳者の拘束時間が8時間を超える場合は、前項第1号の通訳料に100分の125 を乗じた額を一時間あたりの延長通訳料とする。
- 3 第1項の消費税額及び地方消費税額は、消費税法第28条第1項及び第29条並びに 地方税法第72条の82及び第72条の83の規定に基づき、契約金額に108分の8 を乗じて得た額である。

(契約保証金)

第4条 この契約の保証金は、免除する。

(契約期間及び実施場所)

第5条 この契約の契約期間及び実施場所は次のとおりとする。

契約期間 契約した日から令和元年7月31日

実施場所 独立行政法人医薬品医療機器総合機構が指定する場所

(費用負担)

第6条 この契約書に定めるものを除き、乙がこの契約を履行するうえで要する一切の費用は、乙の負担とする。

(監督)

第7条 甲は、この契約の履行に関し、甲の指定する監督職員に乙の業務を監督させ、必要な指示をさせることができる。

(納入・検査・検収)

- 第8条 乙は、甲に対し、仕様書に定める期日までに所定の成果物を検収依頼書と共に納入する。
- 2 甲は、前項に定める納入後10日以内に検査を行うものとする。
- 3 検査不合格となった場合、甲は直ちに乙に通知し、乙は速やかに修補を行う。なお、 修補の際に発生した費用は乙の負担とする。また、修補後の再検査についても前項と同 様とする。
- 4 納入は、甲が第2項に定める検査に合格したと認めたときに完了とする。
- 5 契約期間終了後10日以内に検査が完了しなかった場合は、甲乙協議のうえ解決する ものとする。

(発生した著作権等の帰属)

第9条 業務によって甲が乙に委託して制作した成果物及び成果物制作のために作成された著作物の著作権及び所有権等は、著作権法第21条ないし第28条に規定される権利を含めて書面による別段の定めのない限りは、甲に帰属する。

(契約金額の請求)

- 第10条 乙は、第8条第2項に定める検査に合格した完了後、第3条第1項各号及び第 2項に定める額により支払請求書を作成する。
- 2 乙は、第3条第1項1号及び第2項に定める金額を請求する際は、その内訳も併せて 作成する。

(契約金額の支払)

第11条 甲は、前条の規定により乙から適法な支払請求書が提出されたときは、これを 受理した日から30日以内に支払わなければならない。

(遅延利息)

第12条 甲は、自己の責に帰すべき事由により、前条の期間内に対価を支払わないときは、支払金額に対して年2.7パーセントの割合で計算した金額を遅滞利息として乙に支払うものとする。

(危険負担)

第13条 乙は、天災その他不可抗力又は乙の責めに帰しえない事由により納入に支障が 発生した場合であっても、自己の負担により納入しなければならない。

(瑕疵担保)

- 第14条 甲は、納入された成果物について、納入後1年以内に瑕疵を発見したときは、 直ちに乙に期限を限定してその瑕疵を修補させ、又は損害賠償金として甲が決定した額 を請求することができる。
- 2 前項において乙が負う責任は、第8条の規定による検査に合格したことをもって免れるものではない。
- 3 甲は、第1項で定める期間において、成果物に瑕疵があるとの疑いを有した場合、乙 に対して直ちにその旨を開示し、乙は、自己の費用でこれを調査し、速やかにその結果 を報告しなければならない。

(権利義務の譲渡等)

- 第15条 乙は、甲の承諾を得た場合を除き、本契約上の地位を第三者に承継させ、又は本契約によって生ずる権利義務の全部若しくは一部を第三者に譲渡し、引き受けさせ、若しくは担保に供してはならない。ただし、売掛債権担保融資制度に基づき融資を受けるに当たり信用保証協会及び中小企業信用保険法施行令(昭和25年政令第350号)第1条の4に規定する金融機関に対し債権を譲渡する場合は、この限りではない。
- 2 乙は、前項ただし書の規定による債権譲渡をすることになったときは、速やかにその旨を書面により甲に届け出なければならない。

(契約の委託の禁止)

- 第16条 乙は、本契約の全部を第三者に委託させてはならない。
- 2 乙は、本契約の一部を第三者に委託する場合には、甲に次の各号に掲げる事項を記載した承認申請書を提出し、その承認を受けなければならない。
 - (1) 委託する相手方の商号又は名称及び住所
 - (2) 委託する相手方の業務の範囲
 - (3) 委託を行う合理的理由
 - (4) 委託する相手方が、委託される業務を履行する能力
 - (5)委託に要する費用
 - (6) その他必要と認められる事項
- 3 乙は、本業務の一部を第三者に委託する場合、 当該再委託先に対し、本契約に基づき 乙が甲に対して負担するものと同一の義務を負わせるものとし、当該再委託先に関する 全ての責任を追うものとする。

(秘密の保持)

第17条 乙は、この契約によって知り得た内容を本契約の目的以外に利用し、又は第三者に漏らしてはならない。

(契約の解除)

- 第18条 甲は、いつでも自己の都合により、この契約を解除することができる。
- 2 甲は、乙が次に掲げる事項の一に該当するときは、この契約を直ちに 解除することが

できる。この場合、甲は、契約金額の100分の10に相当する金額を、違約金として 乙から徴収することができる。

- (1) 支払い停止又は支払い不能となったとき。
- (2) 手形又は小切手が不渡りとなったとき。
- (3) 差押え、仮差押え若しくは仮処分があったとき又は競売の申立があったとき。
- (4) 破産、会社更生又は民事再生の手続開始申立があったとき。
- (5) 解散又は営業の全部若しくは重要な一部を第三者に譲渡しようとしたとき。
- (6) 前各号のほか、乙が本業務を遂行する見込みがないと認められるとき。ただし、 乙の責に帰する事由がない場合は、その限りではない。
- (7) 乙がこの契約の解除を請求したとき。
- (8) 本契約に関し、乙若しくはその代理人又は使用人等が甲の職務執行を妨げ、又は 詐欺その他の不正行為があったとき。
- (9) 前各号に定めるもののほか、乙が本契約条項に違反し、当該違反に関する書面による催告を受領した後14日以内にこれを是正しないたとき。ただし、重大な違反の場合には、甲は催告を要することなく直ちに本契約を解除することができる。
- 3 前項の規定は、甲が乙に対して別途損害賠償請求することを妨げない。

(損害賠償)

- 第19条 甲及び乙は、本契約の違反により損害が生じたときは、その損害につき賠償責任を負うものとする。
- 2 甲は、前条第2項の規定による契約の解除により損害を受けたときは、乙に対してそ の損害の賠償を請求することができる。
- 3 乙は、前条第1項の規定による契約の解除のため損害を生じたときは、甲の意思表示があった日より10日以内に、甲に損害賠償を請求することができる。この場合、甲は、 乙との協議の上、双方が合意した損害額を、乙に対して支払うものとする。

(談合等の不正行為に係る解除)

- 第20条 甲は、本契約に関して、次の各号の一に該当するときは、本契約の全部又は一 部を解除することができる。
 - (1)公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対し、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。)第7条又は第8条の2(同法第8条第1項第1号若しくは第2号に該当する行為の場合に限る。)の規定による排除措置命令を行ったとき、同法第7条の2第1項(同法第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。)の規定による課徴金の納付命令を行ったとき、又は同法第7条の2第18項若しくは第21項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行ったとき。
 - (2) 乙又は乙の代理人が刑法(明治40年法律第45号)第96条の6若しくは第1 98条又は独占禁止法第89条第1項の規定による刑の容疑により公訴を提起さ れたとき(乙の役員又はその使用人が当該公訴を提起されたときを含む。)。
- 2 乙は、本契約に関して、乙又は乙の代理人が独占禁止法第7条の2第18項又は第2

1項の規定による通知を受けた場合には、速やかに、当該通知文書の写しを甲に提出しなければならない。

(談合等の不正行為に係る違約金)

- 第21条 乙は、本契約に関し、次の各号の一に該当するときは、甲が本契約の全部又は 一部を解除するか否かにかかわらず、違約金(損害賠償金の予定)として、甲の請求に 基づき、契約金額(本契約締結後、契約金額の変更があった場合には、変更後の金額) の100分の10に相当する額を甲が指定する期日までに支払わなければならない。
 - (1)公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対し、独占禁止法第7条又は第8条の2 (同法第8条第1項第1号若しくは第2号に該当する行為の場合に限る。)の規定 による排除措置命令を行い、当該排除措置命令が確定したとき。
 - (2)公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対し、独占禁止法第7条の2第1項(同 法第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。)の規定による課徴金の納 付命令を行い、当該納付命令が確定したとき。
 - (3)公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対し、独占禁止法第7条の2第18項又 は第21項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行ったとき。
 - (4) 乙又は乙の代理人が刑法第96条の6若しくは第198条又は独占禁止法第89 条第1項の規定による刑が確定したとき。
- 2 乙は、契約の履行を理由として、前項の違約金を免れることができない。
- 3 第1項の規定は、甲に生じた実際の損害の額が違約金の額を超過する場合において、 甲がその超過分の損害につき賠償を請求することを妨げない。

(違約金に関する遅延利息)

第22条 乙が前条に規定する違約金を甲の指定する期日までに支払わないときは、乙は、 当該期日を経過した日から支払をする日までの日数に応じ、年5パーセントの割合で計 算した額の遅延利息を甲に支払わなければならない。

(暴力団等反社会的勢力の排除)

- 第23条 乙は、甲に対し、本件契約時において、乙(乙が法人の場合は、代表者、役員 又は実質的に経営を支配する者。)が暴力団、暴力団員、暴力団関係企業、総会屋、社会 運動標ぼうゴロ、政治運動標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団、その他反社会的勢力(以下 「暴力団等反社会的勢力」という。)に該当しないことを確約する。
- 2 乙は、甲が前項の該当性の判断のために調査を要すると判断した場合、その調査に協力し、これに必要と判断する資料を提出しなければならない。

(暴力団等反社会的勢力の排除による解除等)

- 第24条 甲は、乙が暴力団等反社会的勢力に属すると判明した場合、催告をすることなく、本件契約を解除することができる。
- 2 甲が、前項の規定により、個別契約を解除した場合には、甲はこれによる乙の損害を 賠償する責を負わない。

3 第1項の規定により甲が本契約を解除した場合には、乙は甲に対し違約金を払う。

(紛争等の解決方法)

第25条 この契約条項又はこの契約の定めのない事項について紛争又は疑義が生じたと きは、甲乙協議のうえ解決するものとする。

(裁判管轄)

第26条 この契約に関する訴えは、東京地方裁判所の管轄に属するものとする。

この契約締結の証として本書2通を作成し、双方記名押印のうえ各自1通を保有するものとする。

令和 年 月 日

甲 東京都千代田区霞が関3-3-2 新霞が関ビル 独立行政法人医薬品医療機器総合機構 契約担当役 末 岡 隆 則

 \angle